

※役員ごとにコピーを1部提出する。原本は申請者が保管すること

様式例・記載例（法第10条第1項第2号ロ関係）

〇〇年〇月〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

設立総会開催日以降の日付。

役員就任承諾及び誓約書

氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする

監事の場合は監事と記載する。

住所又は居所 浜松市〇区〇町〇〇〇番地の〇〇

氏名 ●● ●● 印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

（備考）氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分之一を超えて含まれることになってはならない。

（役員総数5人以下の場合）

配偶者若しくは3親等以内の親族は、含まれることになってはならない。

（役員総数6人以上の場合）

配偶者若しくは3親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい。